

平成27年度市政懇談会 開催結果概要

- 日時 平成27年6月8日（月）午後6時～
- 会場 大楽毛生活館
- 参加者 43人

【市長挨拶】

○はじめに

本日は、大変お忙しい中、市政懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

こうして市民の皆さんと直接お話しする機会を得ることができて、大変うれしく思っております。

今回の市政懇談会は、昨年同様、各町内会の皆さんのご協力により、地域の課題を事前にいただき、地域の課題を掘り下げて丁寧な対応ができるように取り組ませていただきました。

伺っている課題によっては、即解決になるような回答ができない場合もあるかと存じますが、今回いただいた地域の課題を市の課題として改めて認識することも、今回の市政懇談会の目的の一つであると考えておりますので、この点は、ご了解いただければ幸いです。本日は、お疲れのところ、市政懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

○道東自動車道阿寒インターチェンジの開通について

さて、最近で地域の明るい話題はと言えば、高速道路の開通だと思います。

平成27年3月29日に、北海道横断自動車道の白糠インターチェンジが開通となり、地域住民にとっても悲願であった高速道路が釧路管内に到達しました。

平成27年度は、阿寒インターチェンジの開通が予定されており、開通後は、道央圏を中心に道内各地から多くの観光客の方の来釧が見込まれているところです。

北海道全体の観光客の8割が道内の観光客という統計があるなかで、釧路根室地区においては6割が道外となっており、道内の割合が低い地域となっています。これは、道内移動の交通の便が悪いということなので、高速道路が開通することにより、間違いなく道内の観光が活発化されることにつながると考えます。

今回、白糠までつながり阿寒につながることで、今までこの地域で磨きあげてきた観光資源を情報発信し、交流人口がますます拡大するよう、管内自治体としっかりと連携した地域のPR活動等を通じて、当地への観光誘客につながるよう、事業を進めてまいります。

○まちづくり基本条例について

お手元にお配りしております資料、「釧路市まちづくり基本条例のポイント」をご覧ください。

この「まちづくり基本条例」は、簡単に申し上げますと、市民と行政が協力しながら、まちづくりを進めていくために必要となる、例えば「分かりやすい情報発信」、「まちづくりへの市民参加」等、基本的な考え方やルールを定める条例でございます、「情報共有」、「市民参加」、「市民、議会、市長・職員の役割分担」の3点がポイントでございます。

また、ポイントその2の「市民参加」のところで、町内会活動にふれていますように、市では、町内会に代表されるコミュニティがまちづくりにおいて果たす役割を重視しておりまして、コミュニティに関する条項を設けて、「市民と市はコミュニティを守り、育てるように努める」ことを明記しています。

これにより、まちづくりを市民の皆さんにとって今まで以上に身近なもの、参加しやすいものとし、町内会等、地域の皆さんによる活動に代表される「市民の力」をまちづくりに生かしてまいりたいと考えています。

今後は、10月の施行に向けて、条例をご紹介します、今後のまちづくりを考えるシンポジウムや意見交換会を開催するなど、市民の皆さんに広く条例を知っていただき、内容を理解していただくための取り組みを進めてまいります。

また、出前講座もご用意していますので、ご関心をお持ちいただけましたら、是非お気軽に市役所までお申し込みください。

○地方創生（地方版総合戦略）について

次に、地方創生関係について、お話をさせていただきます。

我が国は、昭和40年代の第二次ベビーブーム以降、出生率は低下し、2008年をピークとして人口減少の局面に入っており、今後、2060年には8,700万人程度まで減少すると推計されています。加えて、若い世代が、過密で出生率の低い首都圏、大都市部に流出することにより、日本全体の少子化、人口減少につながっております。

釧路市においても少子化、高齢化は変わらず、2010年(平成22年度)の国勢調査で

181,169人である人口が、30年後には7万5千人程度減少し約10万6千人となるとの推計が出されております。

国は、こうした急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中の是正などにより、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。この法律の中で、国や地方公共団体において、人口の将来展望、今後5年間の目標や具体的な施策をまとめた人口ビジョンや総合戦略を策定することとされております。

釧路市では、これまで人口減少を見据え、持続可能なまちづくりが重要であるとの認識から、「都市経営」の視点を持ち、地域の限られた資源を経済社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資し、市民の皆さんが豊かさを感じることができる成長戦略を構築する基盤づくりとして、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」からなる「都市経営戦略プラン」を策定し、取り組みを進めてきたところであります。

また、本年2月には、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくり、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

こうしたプランのもと、平成27年度予算では、人口減少を、少子化対策や雇用の創出等により「食い止め」、交流人口の拡大等により「補完し」、コンパクトなまちづくり等により「対応していく」という三本の矢で、人口減少社会に果敢に立ち向かうという決意のもと、新年度の予算編成に臨んだところであります。

こうした考え方を基本に、今後、釧路市版の総合戦略等の策定を進めてまいりたいと考えております。策定にあたっては、庁内体制を整備した他、総合戦略案について様々な分野の代表の皆さんにご審議いただく組織を設置することとしており、市民の皆さんからのご意見もいただき、年内を目途に総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

市民の皆さんへは、広報紙や市のホームページなど様々な機会を通じまして、この地方創生、総合戦略の策定について情報を発信してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○立地適正化計画～コンパクトなまちづくりについて

今、申し上げました人口減少社会への対応の一つとして、コンパクトなまちづくりについて、少し詳しくお話をしたいと思います。

これまで市では、人口減少に対応するまちづくりに関して、平成21年3月に都市計画マスタープランの中で「環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり」を基本目標とし、さらに平成24年には「釧路市のコンパクトなまちづくりに関する基本的考え方」をまとめてきております。

「コンパクトなまちづくりに関する基本的考え方」は次の図にありますように、「便利なまちなか」、「維持できるまちなか」、「行き来しやすいまちなか」、「住みたくなるまちなか」の4つの重点目標のもと、市内の都市機能が集積している合計8か所の拠点を設定し、その拠点と拠点を結ぶ幹線道路沿いにも機能を徐々に集積させていながら「効率的なまちづくり」を行う考え方です。

このように進めてきた中、昨年8月に都市再生特別措置法が改正され、国においても、様々な都市機能や居住がまとまって立地し、公共交通により、これらの生活利便施設にアクセスしやすく都市全体の構造を見直した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、立地適正化計画制

度が位置づけられました。この計画では概ね20年先の都市構造や、人口動態などを考え作成するものであります。

具体的には、市街化区域内に、都市機能を誘導する区域を作り、医療や福祉、商業、行政施設等の誘導施設を設定して、都市機能施設の誘導と維持を図っていきながら、その周りに居住を誘導する区域を設定し、公共交通で接続していくという考え方であり、都市機能施設、居住の誘導や維持に関しては区域外の誘導施設に対する届出や勧告等を行い緩やかなコントロールを行うとされています。

拠点地域を作り、地域公共交通や市有の不動産の活用などと連携をしながら、まちづくりを進めていく考えは、市で取り組んできたコンパクトなまちづくりの考え方に合致した施策であり、計画を策定することといたしました。

今後の計画策定スケジュールとしましては、表にありますように、今年度から4年間をかけて策定を進めていきます。都市機能誘導区域設定に関しまして、今年度は都市の基礎調査や人口動態の分析を行い、来年度、素案を市民の皆さんや関係団体の意見をお聞きしながら策定していく予定です。

居住誘導区域の設定については平成29年度から平成30年度に行っていきます。

将来の人口減少に対応するこの計画が、今後の釧路市にとっても大変重要と考えており、市民の皆さんのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。

○水道管路の更新基本方針について

人口減少への対応に関してもう一つ、水道に関する事例をご紹介します。

日本の水北海道は、昭和39年の東京オリンピック開催前、昭和30年代半ばでは50%程度の普及率でありましたが、高度経済成長期の人口増加とともに上昇し、昭和50年代に入り90%を超え、現在では、ほぼ100%に達し誰でも求めれば水道サービスを楽しむ世界に冠たるシステムが構築されております。

本市の水道事業を見ますと、昭和2年、鶴ヶ岱に浄水場を設置し給水を開始して以降、90年近くに及ぶ年月を経て、事業を拡大し管路の延長は1千kmを超える規模となりました。

水道事業の運営は、皆さんからいただく水道料金で賄っており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題であります。一方、1970年代の高度成長期に年間20～30kmのペースで集中的に整備した水道施設が一斉に更新時期を迎え、その老朽化対策や災害に強い施設づくりなど対応すべき課題も山積しております。

しかし、現状においては、愛国浄水場の更新事業など大きな投資もありますことから、全体予算の調整を図る必要があり、管路更新のペースは年間3km程となっております。

耐用年数を経過した水道管は、平成23年度末で20.4%、平成26年度末では28.6%と増加し、このペースで推移していくと20年後には全体の6割の水道管が耐用年数を超えることとなります。

このようなことから、市では今後の管路更新を行っていく上で、先ず基本方針を定めて長期的視野に立った計画的な整備を行っていくことといたしました。

水は人の生命維持や健康を守るために欠くことのできないものであり、農林・工業・サービスをはじめあらゆる産業活動に欠かせない重要かつ貴重な資源であります。その水を絶え間なく供給する水道事業は、蛇口をひねれば、掃除、洗濯、お風呂などの生活水はもとより、そのまま飲んでももちろん大丈夫な水が出てくる。味は市販のペットボトルと遜色なく価格は千分の一程度です。このような優れた水道システムを次世代に引き継いでいかなければなりません。

このような水道事業の抱える課題と重要性を市民の皆さんに知っていただき適切な投資と相まって、将来の世代が水道を持続的に使えるようにしていくことが我々の責務であると考えています。本日は、少々お時間をいただきまして、水道事業の現状と水道管路更新基本方針について担当部から説明をさせていただきます。

【上下水道部担当者】水道事業の現状と水道管路更新基本方針について **説明：上下水道部水道整備課担当職員**

本年1月に策定いたしました、「鉏路市水道管路更新基本方針」についてご説明させていただきます。

まずは、鉏路市上水道事業の概要などについて、簡単にご説明いたします。市長の説明にありましたとおり、上水道事業は、昭和2年に給水を開始して以来、事業を拡大し、現在に至っております。

皆さんのお宅に届けられている水道水は、新鉏路川の河口から約10km上流地点にて取水し、愛国浄水場にて水道水が作られ、皆さんのお宅に水道水が届けられております。

また、安全で良質な水道水を供給するため、上下水道部では、1年365日、24時間体制で水道水の製造過程を監視しており、水道法で定められた水質基準51項目を自ら検査し、その結果を毎月ホームページで公表しております。

更に、平成26年度からは、水質基準値より厳しい独自の水質目標値を定め、水道ビジョンで掲げたおいしい水の供給に努めております。

水道事業は市民の皆さんからいただく水道料金で運営しており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題となります。今後は、料金収入が大幅に減少する中で、老朽施設更新のための膨大な設備投資を行わなければならない、極めて厳しい経営環境が続きます。

水道管が老朽化、地震被害などで漏水すると、断水が発生し、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えてしまいます。左上の写真は配水管口径100mm、上段真ん中の写真は導水管口径800mmの漏水状況です。右上は漏水による道路の陥没であり、断水だけではなくこのような二次的な被害も発生します。下の段の写真は他の自治体での漏水状況ですが、口径600mmの漏水で建物以上に水が吹き上がっており、道路も大きな穴となり、大変危険な状況となっています。

こちらは、東日本大震災後に厚生労働省がとりまとめた市民アンケートです。自宅で最も不自由を感じたことはなんですか？との質問に対し、断水でトイレ・風呂などの生活用水の確保が困難との回答が一番多く、このアンケート結果に表れているとおり、水北海道は市民生活に最も欠かせないライフラインとなっていることがわかります。東日本大震災時には、地震などの影響で水道施設に多大な被害がでたため、広範囲にわたり大規模な断水が発生しました。

この写真は、釧路市が仙台市で被災者支援を行った時の応急給水の様子です。給水車には長蛇の列ができており、被災者の皆さんが生活に欠かすことのできない水の確保に、大変苦勞されている様子が伝わってきます。

次に、水道管路更新事業についてでございます。釧路市では、平成8年度から国庫補助制度を活用し、老朽管の更新を行っておりますが年間3km程度の更新にとどまっています。しかし、従来の更新ペースでは、全ての管路更新に非常に長い期間を要します。

このため、老朽管路の割合が増加し、漏水や赤水、濁水の発生、残留塩素の低下、地震での被害など、安定的な給水が困難となる恐れがあります。

そのような事態を回避するために長期的な視野に立った更新事業の実施が必要です。現時点で100年先を見通した試算によれば、上水道、簡易水道を合わせて1,500億円を超える膨大な更新費用が必要となります。

このことから長期的な水道管路更新のための基本方針を定めたところです。「釧路市水道管路更新基本方針」は、人口減少などによる水使用の実態を見極め、口径、延長を縮小するなど、ダウンサイジングを行うことや、現在、100年たっても腐食しない、長寿命の水道管も開発されており、より寿命の長い水道管を採用することで、次世代の更新を遅らせることになり、事業費の抑制化、平準化を図っていきます。以上の10項目に基づき水道管路の更新を進めてまいります。

最後になりますが、釧路市の水道事業は人口の減少や、節水型社会の進展などにより、水需要が減少傾向で推移し、それに伴い、水道事業を営む上で必要となる収益も減少傾向にあります。一方、老朽化した施設が一斉に増加し、浄水場施設などの大規模更新、長寿命化、耐震化など、災害に強いインフラ造りが強く求められております。

このことから、釧路地区、阿寒地区、音別地区、全ての水道事業において計画的な更新が不可欠となっております。本基本方針は、生活に欠かすことのできない水道サービスの安定的な供給を継続し、次世代へ健全な資産を継承する

ために重要なものになります。この「基本方針」を土台に、「基本計画」、「実施計画」を策定し、長期的な水道管路更新事業を計画的に実施することで、釧路市の水道事業を維持してまいりたいと考えております。

【事前調査でいただいたご意見の回答】

○大楽毛、星が浦地区の都市計画道路の整備について（都市整備部長）

星が浦から鶴野に向かう道路「都市計画道路 星が浦西通」につきましては、昨年度に都市計画課が開催しました「地域懇談会」におきまして、「必要性が低い道路」として皆さんに説明を行ったところでございますが、防災上の必要性について、皆さんから多数のご意見を頂戴したことから、今一度、避難路や緊急輸送路のあり方について関係各課と検討を行ってまいります。

また、大楽毛から釧路新道へ向かう道路「都市計画道路 大楽毛駅前通」のように釧路新道との立体交差計画を持つ路線につきましては、実現性を重視しながら、その路線が持つ地域特性を踏まえ、柔軟に検討してまいります。

なお、皆さんから頂いた多数のご意見を踏まえながら、この「星が浦西通」と「大楽毛駅前通」を含む46路線ごとに評価を行い、今年度中にその結果を報告したいと考えております。

その後、関係機関の皆さんの意見や助言を頂きながら「個別路線の見直し方針(素案)」作成を進めてまいります。

○大楽毛生活館、老人福祉センター、児童センターの整備計画について (公有資産マネジメント推進参事)

公共施設の更新等の優先順位を示す「公共施設等保全計画(案)」を6月議会に報告する予定です。

保全計画(案)では、他の老朽化した施設等の保全優先度が高く、当該施設の更新等の整備計画について検討するまで数年を要すると思われませんが、地域等から、施設の集約化・多機能化を含めた提案がなされた場合は、保全優先度に関わらず積極的に検討することとしております。

○防災対策（特に大津波対策）についての市の計画について (防災危機管理監)

大楽毛南地区などの避難困難地域の解消に向けて、今年度、当該地域における土地利用状況や各種避難施設の寒冷地における適合性などの検討を行い、千島海溝付近の巨大地震を想定した新たな国の対応が示された段階で、速やかに作業に取り掛かることができるよう、準備を進めていきます。

● 質疑応答

【参加者 A】

当地区公設施設の整備計画において木造はどの位あって、いつごろ改修するなどの目途はどうなっていますか。

また、避難困難地区において、東側は中学校が耐震化されて安心だが、釧路高専を含めた建物を使用した場合の西側の収容人数はどう考えていますか。

そして、防災対策において国の方向性は平成 27 年度中と報道されましたが、市はどの様な予測なのでしょう。

【公有資産マネジメント参事】

この地区にふさわしい神馬事記念館を含めて集約化・多機能化するべきとの指摘を受け、避難施設の機能も備えた集約化による方針の検討をし、今、「公共施設等保全計画（案）」を作成中で 6 月議会に提出予定です。

現在、劣化度 120 点以上の施設が 30 施設ほどあり、点数の高いものから数年かけて検討していきたいと考えています。この地区の 3 施設（生活観、老人福祉センター、児童センター）よりも大楽毛支所や消防分団の方が点数的に高いので、試案ですが、大楽毛支所と消防分団を一緒にして避難施設に考えられないかといった事の検討が先になるかもしれません。農村地区、阿寒地域の山の中の施設は建て替えよりも近隣の施設と集約する等、総論は賛成されたが各論となると変わってくるという事もあり、それが解決しないと進まないといった訳ではありませんが、進み方によって時期は変わってくると思われま。

【防災危機管理監】

避難施設の関係ですが、東地区には複数の避難施設がございます。市が避難施設に指定する際、耐震強度や色々な基準があり、新しい津波の数字の見直しが出て地点ごとの水位がはっきりして来ると、浸水区域でも避難施設として使える建物が出てくるかと思えます。屋上が使用可となれば屋上に上がる階段を設置するなど手を加える事は可能であると思えます。避難タワー等の案もありますが更に慎重な検討が必要です。

シミュレーションの話ですが、新聞等では国が平成 27 年度末までに、太平洋沿岸に大きな津波を来襲させる海底地震のシミュレーションの見直しを進めており、海岸に何 m の津波がくるのかという数字を示す事になっています。

それを受け、北海道が陸地のシミュレーションを作成し、更に細かい数字が出されてくると思えます。あと 1～2 年ほどかかると思いますが、その数値が各地点で出てきた段階で津波の危険区域、基準水位等が細かく指定されますので、市ではそれを受けて更に詳細な検討が出来ると思えます。

【参加者 A】

国が出した後に道が作る事は認識してなかったのですが、2～3 年かかる

のですか。

【防災危機管理監】

市としては作業を急いでもらうよう依頼しているところです。北海道の担当者も国の中間報告が出たら作業に取りかかりたいと話しており、平成28年度の早い時期に出て来ると思われるので、更に情報収集していきます。

【参加者A】

それまでに津波が来たらどうなるのでしょうか。どう対応していくのでしょうか。

【市長】

例えば、大阪府は国のシミュレーションが低すぎるとの事から独自のシミュレーションを作っています。北海道は一早くシミュレーションを作りましたが、国が新たなシミュレーションを行った場合、北海道が作成した案を取り下げて、国のものに合わせるということになっております。防災庁舎は北海道が取り下げることを発表する前だったので国のシミュレーション値による形となりました。今後、特別措置法等の情報を取集しながら、一早く進めたいと考えています。国においては、今年の秋ごろには中間報告がでて平成27年度末までの期限として作業が進められているところです。

その後、北海道は中間報告を受け作業を進めて行くと考えています。日ごころからの住民の皆さんによる訓練、提言には頭が下がります。今後も様々模索しながら対応していきたいと考えています。

公共施設の老朽化の対応は、市全体で考えた場合、何を優先していくのかという視点があります。単に点数をつけて機械的に進めるのではなく、地域の方たちの思いのほか地域のコミュニティが増す、教育環境が良くなるなど、色々な事を考えていくことになります。まずは分かり易い基準で整理して議論していきたく考えます。

【参加者B】

防災対策に関連して大楽毛駅の歩道橋が相当老朽化していますが、整備はどうなっていますか。

また、新野団地の新野すずらん町内会の大津波の際の避難場所として個人所有の裏山を活用したいので、地主より避難場所の許可は取りましたが、冬の除雪の問題があります。降雪があった場合は道路だけでも除雪をお願い出来ないでしょうか。

また、都市計画道路の大楽毛駅前、星が浦西通はトラックの交通量が相当増えています。鶴野支援学校当たりの道路が40km/h制限から50km/h制限になりました。危険であるとの理由から40km/h制限に戻してもらいましたが、台数は減っていません。

4月のある日の午前8時30分から45分の15分間の調査結果は釧路方面へ普通車60台、白糠方面へトラック21台でした。西港がバルク港湾になると相当数のトラックが国道38号線か星が浦北通へ流れて行くと思

われます。星が浦西通を延長して釧路新道にアクセス出来れば相当量が流れるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

もう一つは大楽毛駅通も途中まで道路幅が広いが途中から狭くなります。避難する時の基本は徒歩なので、国道を渡るにも走行している車があり危険が増します。そういう問題があるので災害の前に早く検討してもらいたいと考えています。

【防災危機管理監】

駅の歩道橋についてはJRとの協議が必要になり、まず、防災危機管理課が津波を切り口に、JRと協議に臨んでいきたいと考えています。その後の整備については協議の経過を見ながら取り組んでいく事になります。

新野団地の避難場所の件です。避難場所の指定は公園や公共施設が基本で、しっかり管理されている場所となっている事です。そういうことから民有地を避難場所とするのはなかなか難しいと考えています。除雪については、津波避難道路を優先して除雪することで対応していますが、防災上、私道を除雪することは難しいと考えています。

【都市整備部長】

基本的に市道は除雪しますが、裏山が避難場所としてどうなのか確認できていない状況です。避難施設として適切である判断があつてそこに避難するという方針となれば除雪をする事になります。

【総合政策部長】

星が浦北通の交通量が多い事は認識しており、地域懇談会等でも聞いています。バルク戦略港湾との関連もあつて今後の通行量の増加が予想されるとの指摘や意見もいただいています。まずは交通の将来推計を科学的知見からしっかりと分析した上で、防災上の観点で検討したいと考えています。

新道への接続は柔軟に検討していきたいと思っており、国道管理者との確認や協議をしてまいります。

【参加者C】

今年の4月3日から4日の降雨で鶴野小学校から弘宣寺にかけての道路に雨水が溜まり、水位が85cmにまでなりました。14年間居住して2回目でした。中型バスも埋まって通過できない状況で、近隣の道路も同様でした。ここの整備について市の明確な計画が聞いていません。

【都市整備部長】

この案件は過去から指摘を受けてきた課題であります。ここを抜本的に解決するために下水道の整備、雨水管を整備して星が浦川に流すことが必要となります。この整備に向けて平成25年より地権者と用地取得に向けて協議しており、平成27年度に現況測量、用地測量をし、平成28年度に実施設計を行う予定で、これを基に地権者から土地を取得する報告で協議していきます。土地を取得した後、川の整備をして、下水道を整備する作業を進めて

いるので、もう少々ご辛抱いただきたいと考えております。

【市長】

鶴野地区の場合、仁々志別川の水位の方が鶴野地区より高いため、仁々志別川につげなかったものです。このことから、星が浦川に流さなければいけない状況であったため、地権者と協議し水の出口の確保の見通しができるようになったところです。工事をしっかり進める事によって鶴野地区の大きな課題である排水の確保ができることとなり、今後もしっかり対策してまいりますので、もう少々時間をいただきたいと思います。

【参加者D】

避難場所として大楽毛中学校や王子製紙の建物を利用するとのことですが、そこまでたどり着くまでの通路に危険箇所が数か所あり、特に国道をどうやって北側に渡っていくのか不安です。

【防災危機管理監】

過去にチリ沖地震の津波の時も大渋滞となりました。国道の渋滞対策として釧路新道を使って別保・阿寒方面に出ていただく方法もあることから、車の流れも変わると思いますが、大楽毛地区の方には渋滞が始まる前に是非、避難行動を起こしていただきたいと思います。国道の管理者とも協議していますが、車を止める等の交通整理しながら避難してもらう事も必要かと警察とも話をしているところです。その辺も地域の方たちとの協議となるのかと思いますが、なかなか難しい問題になっています。

【市長】

避難の際は、基本的に車を使用しないようにと言っても、一般の車は国道38号線を走っている訳ですから、それを止めるなどとはなかなかいかないと思います。その中でこういった対応が取れるのか、課題として強く思っています。机上の空論の中でどうこうするのではなく、現実的に相談しながら対策を講じていきたいと思えます。もうしばらく時間をいただきたいと思います。

【参加者B】

大楽毛海岸線の浸食が年々、進んでいます。このままでは海岸が無くなると思われまますので対策が必要です。また、長沼の浄化対策ですが、雨が降って水が増えるとヘドロが阿寒川に流れ出して阿寒川の河口が相当汚れます。早く対応していただきたいと思います。

【都市整備部長】

大楽毛海岸線は北海道の管理のため、これまでも地域の課題として要望しています。傍に住宅等があると対応してもらいやすいなどといったことはありますが、住宅等がないのでなかなか話が進んでいない状況です。地域の大事なハマナスの事もあるのでこういった切り口で行ったら良いのか、地域の

方たちとも検討をしていきます。

長沼の浄化については、昨年、ゴミを取りましたが今年も行います。また、新たに水産団地側に柵を作って大きなゴミを除去しました。これまでやってきた水質試験の回数も増やしているほか、新たな取り組みとして、水産団地からの排水を摂取し室内で水質改善試験を実施しているところです。少しずつではあるが改善に向けて努力しているところです。

【市長】

海岸線の問題では予期せぬ浸食が起こります。海の中に物を入れないといった基本的な考え方の中で、現在どういった状況になっているか見ていきながら対応しなくてはなりません。海岸線を監視していき、管理者である北海道に報告しながら対応していきたいと考えています。長沼は手を掛けているところですが、どのように浄化していくか昔から大きな課題です。川なので単純にいきませんが、今後もしっかり対応していきたいと考えています。

【参加者 A】

まちづくり基本条例の中の「市民参加」はどのような形で作られていくのでしょうか。肝心の市民参加の事ですが、対象となる町内会の加入率が50%を切っています。問題なのは組織率で、自分の町内会でも脱会者が5件ほど出ています。

町内会への加入は強制できないなかで、釧路市独自の条例を検討するとかできないのでしょうか。防犯灯は、あまり身近に感じていないので、一番身近なゴミステーションの件で、極端かもしれませんが、町内会が管理しているゴミステーションを市が認定して町内会と共同して運営し、非加入者は町内会と協議して使用する、さもなければ自分で処理してもらうというのはどうでしょうか。

市全体として何らかの対策ができないのでしょうか。

【市民環境部長】

議会等でも町内会加入率を上げるためには、何らかの優遇措置がなければといった議論されています。しかし、地方自治法等では市の行政サービスにおいては差別をつけてはいけないとうたわれているため、町内会未加入者にも個別収集をしなければなりません。

今、アパート・マンション入居者の加入率が悪いとのことから不動産関連団体と懇談を行っています。自治会はあるが連合町内会に未加入の団体もあるので、加入してもらえば加入率は跳ね上がると思います。

町内会に加入しなくても良いという風潮があるが、逆に加入率が上がっていけば入らなければならないといった事になって来ると思います。地域の助け合いの大切さ、防災時の高齢者の避難等、自分たちの将来の事でもあると啓発しながら意義等含めて働きかけたいと思います。

【市長】

町内会加入の意識をどう構築していくかが大切だと思います。

北九州市では加入率70%を切り、条例を作ってコミュニティが大事であると言って加入促進に頑張っている。当市は現在47%だが、メリット・デメリットで議論する事ではないことを訴えて、加入していることが当たり前であることを啓発していきたいと考えています。

山形から来た公立大学の学生は、これまで育ってきた環境から加入していますが、その上の世代の加入が進んでいません。色々な場面でこういった話をしているところです。